

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 2 6 日

住 所 兵庫県伊丹市広畑 3 丁目 1 番地

事業者名 伊丹市交通局
代表者名 伊丹市自動車運送事業管理者
森脇 義和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項	
①	ノンステップバス導入率 100%を達成しており、今後も交通局で定める車両更新計画に基づき、引き続きノンステップバスを導入する。
②	主要ターミナル（JR 伊丹・阪急伊丹）のバス停においては、行き先をはじめバス車内における転倒事故防止への注意喚起等を文字・音声放送の設備により行い、バス車内においては、次停留所名表示装置等により文字・映像・音声放送による案内を行ってきた。今後も機器類の更新計画に基づき実施する。
(2) 旅客支援、情報提供教育訓練等に関する事項	
①	上記②の文字・映像・音声放送による案内を行ってきており、今後も乗客にとってわかりやすい案内を充実させる。
②	乗務員に対し、職員研修計画に基づき疑似体験や実技を取り入れながら、定期的に接客・接遇研修を実施してきており、今後も引き続き研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	交通局で定める車両更新計画に基づき、ノンステップバス 4 両を更新する。(2025 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	スロープ板等による介助をはじめとした必要な役務の提供、また、聴覚障がい者からの求めに対しては、筆談具を用いて対応する等、全乗務員への教育を随時実施する。(2025 年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす利用者への乗降支援	移動等円滑化基準に基づく車いす利用者への乗降支援に関する要領に基づき、全乗務員が必要に応じて支援（手助け）を行う。(2025 年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 主要ターミナルのバス停における情報提供の充実 ・ 車内における情報提供の充実	・ 駅前において文字・音声放送案内の設備の修繕・データ更新を定期的に行い、案内内容の充実を図る。(2025 年度) ・ バス車内において次停留所名表示装置（OBC ビジョン）の設備の修繕・データ更新を定期的に行い、案内内容の充実を図る。(2025 年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員への研修実施	・ 全乗務員に対し、職員研修計画に基づき、定期的に接客・接遇研修を実施する。新規採用乗務員に対しては、高齢者や障がい者等への理解をはじめ、疑似体験や実技を取り入れながら実施する。(2025 年度) ・ 旅客支援への対応として、公益財団法人日本ケアフィット共育機構が行う「サービス介助士」の資格取得を進めてきており、引き続き資格取得と資格更新の支援を行う。(2025 年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリーに対	車内放送において優先座席の適正な利用に関するアナウンスを

する広報及び啓発活動	適宜実施する。(2025 年度)
------------	------------------

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・高齢者や障がい者等の乗降をスムーズに行うため、関係機関との調整を行いながらバス停施設等の改良を行う。(2025 年度)
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

交通局ホームページ上に掲載 (https://itamicity-bus.jp/info-2/barrierfree)

Ⅵ その他計画に関連する事項

上記Ⅰ～Ⅲに示す中期的な方針、各実施内容等については、交通局の「伊丹市交通事業経営戦略」に位置付けられている。

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。